

国立大学法人和歌山大学教職員勤務時間及び休暇等細則

制 定 平成16年 4月 1日  
 法人和歌山大学規程第 31 号  
 最終改正 令和 7年 3月28日

(目的)

第1条 教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項については、国立大学法人和歌山大学教職員勤務時間及び休暇等規程（以下「勤務時間等規程」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(出勤及び退勤の手続き)

第2条 教職員は、出勤及び退勤の際に所定の手続きをとらなければならない。

(早出遅出勤務)

第2条の2 勤務時間等規程第7条の2第1項に規定する子の養育又は要介護状態にある家族の介護等を行う教職員とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育している場合
- (2) 小学校に就学している子のある教職員であつて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業における同項各号に掲げる援助を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所にその子を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く場合
- (3) 国立大学法人和歌山大学教職員介護休業等細則第3条第2項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある教職員が当該要介護者を介護する場合
- (4) 障害者の雇用の促進法に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者である教職員のうち同法第37条第2項に規定する対象障害者である教職員及び当該教職員以外の者であつて配慮を必要とする者として産業医が認める障害者である教職員に対して配慮が必要な場合
- (5) 教職員の修学等を支援する必要がある場合
- (6) その他第1号～第4号に相当すると学長が認める場合

2 教職員は、早出遅出勤務請求書により、早出遅出勤務を請求する一の期間について、その初日及び末日とする日を明らかにして、あらかじめ勤務時間等規程第7条の2第1項の規定による請求（以下「早出遅出請求」という。）を行うものとする。

3 早出遅出請求があつた場合においては、業務の正常な運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした教職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、業務の正常な運営に支障が生じる日があることが明らかとなつた場合にあっては、当該日の前日までに、当該請求をした教職員に対しその旨を通知しなければならない。

4 早出遅出請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした

## 教職員勤務時間及び休暇等細則

教職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

- 5 早出遅出請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、第1項各号のいずれにも該当しなくなった場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(休日の振替)

第3条 勤務時間等規程第9条に規定する休日に業務上の必要により勤務を命じる場合には、予告のうえ、当該休日を当該週の勤務日に振り替えることがある。

(代休)

第4条 前条による休日の振替ができない場合には、当該休日に代休を与えることがある。

- 2 前項による休日の代休は、当該休日の日以降に与えるものとする。

(勤務の免除)

第5条 勤務時間等規程第11条により勤務を免除されるのは、次の範囲とする。

- (1) 指定されたレクリエーションに参加する時間

- (2) 妊産婦が、母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受けるために通院する場合

イ 産前

妊娠23週まで 4週に1回

妊娠24週から35週まで 2週に1回

妊娠36週から出産まで 1週に1回

ただし、医師又は助産師（以下「医師等」という。）がこれと異なる指示をしたときは、その指示による必要な時間

ロ 産後（1年以内）

医師等の指示による必要な時間

- (3) 妊娠中の教職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合において、その者が適宜休息し、又は補食するために必要な時間

- (4) 妊娠中の教職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合において、所定の勤務時間の始め又は終わりの1時間以内

- (5) 共済組合が実施する総合的な健康診査を受ける時間及び当該健康診査を含む特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある教職員が特定保健指導を受ける時間

- 2 前項の事由により勤務を免除されるためには、あらかじめ所定の様式に必要事項を記入し、申し出なければならない。

(年次休暇の手続き)

第6条 教職員は、勤務時間等規程第16条の年次休暇を取得する場合には、あらかじめ休暇簿に記入し、申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において申し出ることができる。

(病気休暇の手続き)

第7条 教職員は、勤務時間等規程第20条の病気休暇の承認を受けようとする場合には、あらかじめ休暇簿に必要事項を記入し、申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

- 2 病気休暇が一週間を超える場合には、療養を要する期間が明記された医師の診断書をす

みやかに提出しなければならない。ただし、病気休暇が一週間を超えない場合においても、必要と認める場合には、医師の診断書の提出を求めることができるものとする。

- 3 病気休暇が長期にわたり、前項の診断書に記載された療養を要する期間を経過する場合には、更に診断書を提出しなければならない。
- 4 長期にわたり病気休暇を取得している者が、回復後出勤しようとする場合には、医師の診断書を提出し、許可を受けなければならない。

(特別休暇)

第8条 勤務時間等規程第21条の特別休暇は、次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

- (1) 教職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 教職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 教職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴う必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (4) 教職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日の範囲内の期間
  - イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配付その他の被災者を支援する活動
  - ロ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって特に認めるものにおける活動
  - ハ イ及びロにおける活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
- (5) 教職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後6月を経過する日までの連続する5日の範囲内の期間
- (6) 6週間（和歌山県教育委員会との人事交流により採用された附属学校教員にあつては、8週間）以内（多胎妊娠の場合にあつては、14週間以内）に出産する予定である女性教職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (7) 女性教職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性教職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (8) 生後1年に達しない子を育てる教職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分（1日の2回分を連続させて1時間とすることができる。）以内の期間

## 教職員勤務時間及び休暇等細則

- (9) 教職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第17号において同じ。）が出産する場合で、教職員が配偶者の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 教職員の配偶者が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間の2日以内の範囲内の期間
- (10) 小学校第3年次の終期を経過するまでの子を養育する教職員が、その子の看護等（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話、予防接種又は健康診断を受けさせること、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業に伴うその子の世話をを行うこと、その子の入園、卒園又は入学式へ参加すること）又は要介護者のある教職員が当該要介護者を介護するため勤務しないことが相当であると認められる場合（ただし、労使協定により対象者から除外することとされた教職員を除く。）1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において5日（ただし、対象者が2人以上であれば10日）の範囲内の期間（1日又は時間単位で取得することができる。）
- (11) 教職員の親族（別表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、教職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別表に定める連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
- (12) 教職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 1日の範囲内の期間
- (13) 教職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における休日及び第18号に定める特別休暇の取得期間を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
- (14) 地震、水害、火災その他の災害により教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、教職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する7日の範囲内の期間
- (15) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- (16) 地震、水害、火災その他の災害時において、教職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (17) 教職員の配偶者が出産する場合であって、その出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する教職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間
- (18) 心身のリフレッシュを図るため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において土曜日（土曜日に引き続く休日を含む。）に引き続く連続する2日又は日曜日（日曜日から引き続く休日を含む。）から引き続く連続する2日の範囲内の

期間

- (19) 小学校第1年次に在学する子を養育する教職員が、その子の世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において5日の範囲内の期間（1日又は時間単位で取得することができる。）
- (20) 教職員が不妊治療を行う場合で、入院又は通院するため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において5日の範囲内の期間、ただし、体外受精及び顕微授精に係る通院等である場合にあっては、10日の範囲内の期間（1日又は時間単位で取得することができる。）
- (21) その他、特に指定する日
- 2 前項（第13号及び第18号を除く。）の連続する日数及び週数には、休日を含むものとする。
- （特別休暇の手続き）

第9条 教職員は、特別休暇（前条第1項第6号及び第7号の休暇を除く。）の承認を受けようとする場合には、あらかじめ休暇簿に所要事項を記入し、申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

- 2 前項の場合において、証明書等の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。
- 3 前条第1項第6号の申出は、あらかじめ休暇簿に記入して行わなければならない。
- 4 前条第1項第7号に掲げる場合に該当することとなった教職員は、その旨をすみやかに届け出るものとする。

（特別休暇の単位）

第10条 特別休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。

（代替休暇の手続き）

- 第11条 教職員は、勤務時間等規程第21条の2の代替休暇を取得しようとする場合には、同条第1項の規定に該当した月の翌月の初日から5日以内に申し出るものとする。
- 2 代替休暇の取得日は教職員の意向を踏まえ決定するものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16. 8. 26一部改正：法人和歌山大学規程第322号）

この改正細則は、平成16年8月26日から施行する。

附 則（平成17年3月12日一部改正：法人和歌山大学規程第371号）

この改正細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月24日一部改正：法人和歌山大学規程第542号）

この改正細則は、平成18年11月24日から施行する。

附 則（平成20年3月21日一部改正：法人和歌山大学規程第721号）

この改正細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日一部改正：法人和歌山大学規程第849号）

## 教職員勤務時間及び休暇等細則

この改正細則は、平成20年6月30日から施行する。

附 則（平成21年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第908号）

この改正細則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第8条第2号の規定は、平成21年5月21日から施行する

附 則（平成21年9月10日一部改正：法人和歌山大学規程第953号）

この改正細則は、平成21年9月10日から施行する。

附 則（平成22年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第994号）

この改正細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1136号）

この改正細則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成26年11月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1561号）

この改正細則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日一部改正：法人和歌山大学規程第1867号）

この改正細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日一部改正：法人和歌山大学規程第2124号）

この改正細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月20日一部改正：法人和歌山大学規程第2207号）

この改正細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日一部改正：法人和歌山大学規程第2401号）

この改正細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月7日一部改正：法人和歌山大学規程第2468号）

この改正規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2828号）

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第8条第1項第11号関係）

親 族	日 数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日